

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 近江八幡市（市長部局、水道事業所、教育委員会）

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	86.65%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	87.84%
全職員	72.23%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	99.44%
本庁課長相当職	96.26%
本庁課長補佐相当職	97.13%
本庁係長相当職	96.17%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	94.38%
31～35年	91.93%
26～30年	90.35%
21～25年	86.43%
16～20年	88.79%
11～15年	86.70%
6～10年	87.30%
1～5年	92.08%

【説明欄】

- ・「任期の定めのない常勤職員以外の職員」においては、報酬形態が日給または時間給で勤務日数が一定でない者を除いています。
- ・「任期の定めのない常勤職員」における男女の給与の差異は、男性職員の方が時間外勤務時間が長く、時間外勤務手当の支給額が多い傾向にあることや、扶養手当について世帯主となっている男性職員に支給している場合が多いことなどが主な要因として考えられます。
- ・給与の差異は手当の支給状況や年齢構成によるものであり、給与制度上、性別における待遇の差はありません。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

令和５年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 近江八幡市立総合医療センター

１．全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	64.24 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	42.69 %
全職員	58.05 %

２．「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	60.56 %
本庁課長相当職	64.66 %
本庁課長補佐相当職	71.28 %
本庁係長相当職	86.78 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	93.01 %
31～35年	67.81 %
26～30年	81.30 %
21～25年	74.43 %
16～20年	60.84 %
11～15年	66.53 %
6～10年	72.36 %
1～5年	54.53 %

【説明欄】

- ・「任期の定めのない常勤職員以外の職員」においては、報酬形態が日給または時間給で勤務日数が一定でない者を除いています。
- ・「任期の定めのない常勤職員」の女性比率は約73%ですが、他職種と比較して給与水準が高い医師の女性比率は約20%です。
- ・「任期の定めのない常勤職員」における男女の給与の差異は、給与水準が高い医師の男性比率が高いことが主な要因として挙げられます。
- ・給与の差異は手当の支給状況や年齢構成によるものであり、給与制度上、性別における待遇の差はありません。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。